平成 26 年(ハ)第 1153 号 慰謝料請求事件 原告 被告

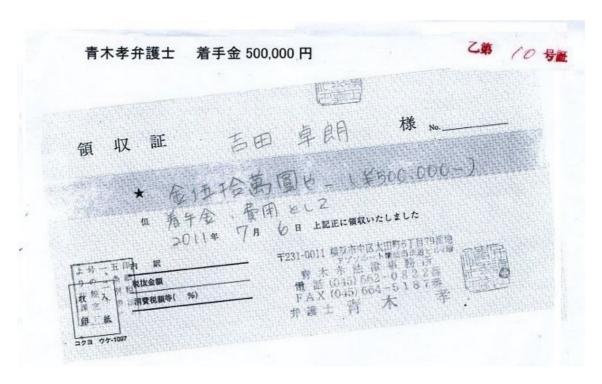
2015年3月16日

原告準備書面 10

争点 A 有形偽造に係る原告の主張

被告吉田は、民事再審請求の着手金として、青木弁護士に50万円を支払っているが、 青木弁護士は職務を果たさず放置していると憤慨していた、この証拠として青木弁護士の受領書がある・・これにすっかり騙された。

吉田訴訟の判決書には、再審請求中の被告と記載しているが、裁判官はプロであり事実を知っての事実認定だ、この着手金は二週間後に迫った、強制執行差止め請求訴訟の弁護士費用である。



以下は、被告小川が国を相手に、行政文書不開示決定処分取消請求訴訟を提起した原告準備書面(1)からの抜粋であるが、この訴訟の訴状・準備書面も、小川以外の者の作成であることが散見される。

被告は前訴受任弁護士・・と書面に記載することで、支援者らの抱く事件の真実性の 担保としての弁護士委任である、事件屋にとって弁護士は騙すお飾りである。

原告は前訴受弁護士 生田暉雄先生に「これ以上裁判を続けると貴方は本当に殺されるよ!」と忠告されたことを重ねて申添えておきます。

前訴吉田訴訟の判決書には、代理人弁護士から和解勧告がされた・・家裁で解決すべき戸籍事件に、行政が和解申入れしてきたというのである、この一行からも被告らの策謀が窺われる。

吉田訴訟判決書から抜粋

(2) 被告による不法行為1

被告は、茨城県牛久市による違法な国土調査に基づく不正な裁判(以下「牛 久市との裁判」という。)により、土地を奪われたと主張する者であるが、 そもそも、被告は氏名や住所を隠し、上記裁判の当事者でない疑惑があり、 原告に対し、牛久市や担当裁判官の刑事告訴中であり、民事再審請求を行い、 弁護士を依頼した旨の虚偽の事実を告げた。

また、訴外小川達夫(以下「小川」という。)は、千葉県柏市による戸籍の改ざんから虚偽の住民票が作られたために、資産を奪われたと主張する者であり、被告は小川と共にこの事件の裁判(以下「柏市との裁判」という。)の運動を行っている者であるところ、原告に対し、柏市との裁判において、小川の代理人から、小川に訴訟の取下げを求める和解勧告がされた旨の虚偽の事実を告げた。

結語 弁護士にとって危険な依頼者

被告小川は、「裁判が日本を変える」この著者・生田弁護士に代理人依頼をしたが生田弁護士は、小川のいう戸籍改竄事件の内部情報提供者の存在を疑い、執拗に小川に訊ねた、これに小川は不快を表しつつも、四国在住の生田弁護士を訪ねて強引に受任させた、そして判決日に生田弁護士が上京しなかったことに、生田弁護士は最高裁の回し者などと流言飛語をネットに流した。

因みに生田弁護士に支払った弁護士費用は僅か5万円、これで四国から<mark>判決日</mark>に出 廷しないと非難する小川には唖然とさせられる。

事件屋の手口は善意の弁護士を騙して代理人に仕立てる、著名弁護士が付いていることで支援者の輪も広がる、

原告の冤罪事件主張の背景に、弁護士の存在がないことで理解されなかった、そこで 一昨年夏に懸案である刑事裁判記録の返還を赤沼弁護士に求めた、弁護士を付ける 事で主張する事件の信憑性が得られる。

被告小川・吉田の存在は、弁護士にとっても危険極まりない奸計の輩、事件屋である。 以上

証拠方法 甲第26号証を提出する。

証拠説明

号証	標目	写し 原本	作成 者	立証趣旨
甲 26	平成24年(行ウ)第210 号 小川達夫の準備書面	写し	不明	前訴事件の被告小川書面は、吉田 が作成した有形偽造と同じく、甲26 号証も他者作成が疑われる事実。